

事 務 連 絡
平 成 2 8 年 5 月 1 2 日

各 (都 道 府 県)
政 令 市 衛生主管部(局)
特 別 区 御中
各 地方厚生局 医事課

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成28年9月30日とする措置を指定する件等について」の一部訂正について

平成28年5月6日付け薬生発0506第13号医薬・生活衛生局長通知「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成28年9月30日とする措置を指定する件等について」が発出されたところですが、その内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正方よろしくお願いいたします。

記

該当箇所	正	誤
第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について	平成28年4月14日から同年7月28日まで ○ 原薬等登録原簿の軽微変更の届出（施行規則第280条の12第2項）	平成28年4月13日から同年7月28日まで ○ 原薬等登録原簿の軽微変更の届出（施行規則第81条第2項）
別添4 1 概要及び2 一覧表	平成28年4月14日	平成28年4月13日